

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準

(JIS A 3302-2000) Estimation of Population for Waste Water Purifier of Buildings

1. 適用範囲 この規格は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。
2. 建築用途別処理対象人員算定基準 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。
ただし、建築物の使用状況により類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合には、当該資料等を基にしてこの算定人員を増減することができる。
3. 特殊の建築用途の適用
 - 3.1 特書の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表に準じて算定する。
 - 3.2 同一建築物が2以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
 - 3.3 2以上建築物が共同で尿尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
 - 3.4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、2以上の異なった建築用途に使用する場合には、3.2および3.3の適用加算または建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

表

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		
			算定式	算定単位	
1	集会場施設関係	イ 公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n=0.08A$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)	
		ロ 競輪場・競馬場・競艇場	$n=16C$	n：人員(人) C ^① ：総便器数(個)	
		ハ 観覧場・体育館	$n=0.065A$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)	
2	住宅施設関係	イ 住宅	$A \leq 130^{\text{②}}$ の場合	$n=5$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)
			$130^{\text{②}} < A$ の場合	$n=7$	
		ロ 共同住宅	$n=0.05A$	n：人員(人) ただし、1戸当たりnが、3.5人以下の場合は1戸当たりのnを3.5または2人(1戸が1居室 ^③ だけで構成されている場合に限る)とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。 A：延べ面積(m ²)	
		ハ 下宿・寄宿舎	$n=0.07A$	n：人員(人) A：延べ面積(m ²)	
		ニ 学校寄宿舎・自衛隊・キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設	$n=P$	n：人員(人) P：定員(人)	

3	宿泊施設関係	イ	ホテル	結婚式場または宴会場を有する場合	$n=0.15A$	n : 人員(人) A : 延べ面積 (m ²)	
			旅館	結婚式場または宴会場を有しない場合	$n=0.075A$		
		ロ	モーテル		$n=5R$	n : 人員(人) R : 客室数	
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホテル・青年の家		$n=P$	n : 人員(人) P : 定員(人)	
4	医療施設関係	イ	病気・伝染病院 療養所	業務用の 厨房設備 または洗 濯設備を 設ける場 合	300床未満 の場合	$n=8B$	n : 人員(人) B : ベッド数(床)
					300床以上 の場合	$n=11.43(B-300)+2,400$	
					300床未満 の場合	$n=5B$	n : 人員(人) B : ベッド数(床)
					300床以上 の場合	$n=7.14(B-300)+1,500$	
ロ	診療所・医院		$n=0.19A$	n : 人員(人) A : 延べ面積 (m ²)			
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット		$n=0.075A$	n : 人員(人) A : 延べ面積 (m ²)	
		ロ	百貨店		$n=0.15A$		
		ハ	飲食店	一般の場合	$n=0.72A$		
				汚濁負荷の高い場合	$n=2.94A$		
				汚濁負荷の低い場合	$n=0.55A$		
ニ	喫茶店		$n=0.80A$				
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場		$n=0.075A$	n : 人員(人) A : 延べ面積 (m ²)	
		ロ	パチンコ店		$n=0.11A$		
		ハ	囲碁クラブ・ マージャンクラブ		$n=0.15A$		
		ニ	ディスコ		$n=0.50A$		
		ホ	ゴルフ練習場		$n=0.25S$	n : 人員(人) S : 打席数(席)	
		ヘ	ボーリング場		$n=2.50L$	n : 人員(人) L : レーン数(レーン)	
		ト	バッティング場		$n=0.20S$	n : 人員(人) S : 打席数(席)	
		チ	テニス場	ナイター設備を設ける場合	$n=3S$	n : 人員(人) S : コート面数(面)	
				ナイター設備を設けない場合	$n=2S$	n : 人員(人) S : コート面数(面)	
リ	遊園地・海水浴場		$n=16C$	n : 人員(人) C ^〇 : 総便器数(個)			

6		ヌ	プール・スケート場	$n = (20C + 120U) / 8 \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U ¹⁾ : 小便器数 (個) t : 単位便器当たり 1 日平均使用時間 (時間) t=1.0~2.0	
		ル	キャンプ場	n=0.56P	n : 人員 (人) P : 収容人員 (人)	
		ヲ	ゴルフ場	n=21H	n : 人員 (人) H : ホール数 (ホール)	
7	駐 車 場 関 係	イ	サービスエリア 便所	一般部	n=3.60P	n : 人員 (人) P : 駐車ます数 (ます)
				観光部	n=3.83P	
				売店なしPA	n=2.55P	
売店	一般部		n=2.66P			
	観光部		n=2.81P			
ロ	駐車場・自動車車庫	$n = (20C + 120U) / 8 \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U ¹⁾ : 小便器数 (個) t : 単位便器当たり 1 日平均使用時間 (時間) t=0.4~2.0			
ハ	ガソリンスタンド	n=20	n : 人員 (人) 1 営業所当たり			
8	学 校 施 設 関 係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校	n=0.20P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	
		ロ	高等学校・大学・各種学校	n=0.25P		
		ハ	図書館	n=0.08A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	
9	事 務 関 係	イ	事務所 業務用厨房設備を設ける場合	n=0.075A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	
業務用厨房設備を設けない場合	n=0.06A					
10	作 業 関 係	イ	工場・作業所・研究所・試験所 業務用厨房設備を設ける場合	n=0.75P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	
			業務用厨房設備を設けない場合	n=0.30P		
11	1 ~ 10 用 途 に 属 さ な い 施 設	イ	市場	n=0.02A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	
		ロ	公衆浴場	n=0.17A		
		ハ	公衆便所	n=16C	n : 人員 (人) C ¹⁾ : 総便器数 (個)	
		ニ	駅・バス ターミナル	P<100,000の場合	n=0.008P	n : 人員 (人) P : 乗降客数 (人・日)
100,000≤P<200,000の場合	n=0.010P					
200,000≤Pの場合	n=0.013P					

注 1 大便器数、小便器数および両用便器数を合計した便器数

2 この値は、当該地域における住宅の一戸当たりの平均的な面積に応じて、増減できるものとする。

3 居室とは、建築基準法による用語の定義という居室であって、住居、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所および食事室を除く。

4 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね 1/2 を小便器とみなす。